

保存版

小千谷市ごみの分け方と出し方

詳細は「ごみ・リサイクルマニュアル（保存版）」をご確認ください。

区分	出せるごみの例						出し方のワンポイント								
市で収集するごみ	燃やすごみ			燃やすごみ用の指定袋(黄色)に入れて出す。 枝は60cm以内の長さに切って指定袋に入れて出すか、切ったものを「大」の指定袋(大以外は収集しません)で巻いてひもでしばって出す。 ビデオテープとカセットテープの紙製のケースは燃やすごみ、紙製以外は埋立ごみへ出す。											
	埋立ごみ			埋立ごみ用の指定袋(青色)に入れて出す。 1袋の重さを10kg以内にする。 フレモノや刃物は新聞紙などに包んで「フレモノキケン」や「刃物キケン」などと書いて出す。 指定袋からごみが飛び出している場合は収集しません。 ふたがあるものは、ふたを外して出す。											
	不燃粗大ごみ	※指定袋に入らないもの(長さ2mまたは重さ10kg以内のもの) 		指定袋に入らないもので重さ10kg以内、長さ2m以内のものは、処理券を貼って出す。 ストーブやファンヒーターは灯油や電池を抜いて出す。 ※分解などをしても埋立の指定袋に入れば、埋立ごみとして出します。											
	有害・危険物	※「有害・危険物」は記載のもののみ 蛍光管 水銀式の体温計・温度計・血圧計	発火の恐れがあるもの スプレー缶 カセットボンベ ライター 発煙筒	電池類 乾電池 ボタン電池 小型充電式電池 小型充電式電池を取り外せない小型家電		必ず「有害・危険物」として出す。 透明または半透明の袋に「キケン」と書いて出す。 割れた蛍光管、白熱電球、刃物やガラスなどは埋立ごみへ出す。 水銀製品はケースに入れるか紙などに包み「水銀」と書いて、他の有害・危険物と同じ袋に入れて「キケン」と書いて出す。 ライター、スプレー缶、カセットボンベは必ず中身を使い切ってから出す。									
	プラスチック製容器包装	袋類、ラップ類、トレイ類など キャップ類 ラベル類 ボトル類 カップ類、パック類 詰替商品 お菓子の袋類 緩衝材類 チューブ類	※プラマークが目印	軽く水洗いをして中身や汚れのある程度落として、透明または半透明の袋に入れて出す。 キャップがあるものは外す。 「このビニール/トレイは燃やせます」と表示されているものも、プラスチック製容器包装へ出す。											
	飲食用缶・ビン 化粧品ビン	食べ物、飲み物、調味料、飲み薬など、口にするものが入っていた缶・ビン、化粧品のビン		中身を使い切って水洗いして、透明または半透明の袋に入れて出す。缶とビンは同じ袋に入れてよい。 4リットル以上の缶は埋立ごみへ出す。 ビンのふたは外して、金属製の物は埋立ごみへ、プラスチック製の物はプラスチック製容器包装へ出す。 缶詰、菓子缶のふたは一緒に出す。											
	ペットボトル	このマークが目印 PET キャップ ラベル	※ペットボトルとして出せるものの例 しょうゆ、めんつゆなど みりん風調味料、調味酢など 乳飲料、乳酸菌飲料など 清涼飲料、果汁飲料など 酒類(焼酎、本みりん、清酒など)	※出せないものの例 ソース 食用油	中身を使い切って水洗いして、透明または半透明の袋に入れて出す。 キャップ、ラベル、シールは外してプラスチック製容器包装へ出す。 マジックで書きこんだものや工作などで使用したものは埋立ごみへ出す。 スーパーなどのリサイクル回収もご利用ください。										
	古紙	※それぞれ束にする 新聞紙の束 雑誌・チラシの束	ダンボールの束	混入すると困る紙類の例 ⇒ 燃やすごみへ 粘着物の付いた封筒や圧着はがき 防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など) 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど) 裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など) 臭いのついた紙(洗剤や線香の紙箱など)	新聞紙の束、雑誌・チラシの束、ダンボールの束、それをひもでしばって出す。 ダンボールは、ガムテープでまとめてよい。 ダンボールの金具は外す。 雨天でも回収します。										
処理場へ直接搬入するごみ	可燃粗大ごみ	時水清掃工場へ 		1 直接搬入の受付時間 月曜日～金曜日／午前8時30分～午後4時まで 土曜日／午前8時30分～午前11時まで ※ごみ収集がお休みの日は施設への搬入もできません。											
	不燃粗大ごみ	※長さ2mまたは重さ10kgを超えるもの クリーンスポット大原へ 金属製のハイドロペッド オルガン スプリング入りのマットレス		2 処理場へ直接搬入する場合の処理手数料											
	事業系ごみ	※事業活動により出るごみ(有料)…市では回收しません。 事業所や店舗などから出る産業廃棄物以外の「事業系ごみ」は、処理場へ直接搬入するか、許可業者に処理を依頼してください。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>家庭系ごみ</th> <th>事業系ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ 埋立ごみ 可燃粗大ごみ</td> <td>100kg以下/300円 100kgを超える場合 10kg増すごとに30円加算 (10kg未満の端数切上)</td> <td>100kg以下/500円 100kgを超える場合 10kg増すごとに500円加算 (100kg未満の端数切上)</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>不燃粗大ごみ</td> <td>20kg以下/100円 20kgを超える場合 10kg増すごとに50円加算 (10kg未満の端数切上)</td> <td>100kg以下/2,000円 100kgを超える場合 100kg増すごとに 2,000円加算 (100kg未満の端数切上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定袋、処理券は使用しないでください。使用してもお返しできません。</p>	区分	家庭系ごみ	事業系ごみ	燃やすごみ 埋立ごみ 可燃粗大ごみ	100kg以下/300円 100kgを超える場合 10kg増すごとに30円加算 (10kg未満の端数切上)	100kg以下/500円 100kgを超える場合 10kg増すごとに500円加算 (100kg未満の端数切上)	資源ごみ	—	—	不燃粗大ごみ	20kg以下/100円 20kgを超える場合 10kg増すごとに50円加算 (10kg未満の端数切上)
区分	家庭系ごみ	事業系ごみ													
燃やすごみ 埋立ごみ 可燃粗大ごみ	100kg以下/300円 100kgを超える場合 10kg増すごとに30円加算 (10kg未満の端数切上)	100kg以下/500円 100kgを超える場合 10kg増すごとに500円加算 (100kg未満の端数切上)													
資源ごみ	—	—													
不燃粗大ごみ	20kg以下/100円 20kgを超える場合 10kg増すごとに50円加算 (10kg未満の端数切上)	100kg以下/2,000円 100kgを超える場合 100kg増すごとに 2,000円加算 (100kg未満の端数切上)													
できでないごみ	家電リサイクル対象機器、有害物、危険物、引火性のもの、その他処理場で処理できないもの	テレビ 洗濯機・衣類乾燥機 冷蔵庫・冷凍庫 エアコン ブラウン管式ディスプレイ フラウン管式ディスプレイ一体型パソコン		販売店や専門業者に処理を依頼してください(有料)。 在宅医療廃棄物は、市で処理できるものとできないものがあります。かかりつけの医師または市役所環境共生課へお問い合わせください。 事業所などから出た産業廃棄物(法律で定めるものは)は、市で処理できません。											

【処理場へ持ち込めない場合、事業所から出るごみの収集】

許可業者へ処理を依頼してください(有料)。※料金は各社へお尋ねください。

「不法投棄(ポイ捨て含む)」は犯罪です!!

許可業者

(有)小千谷清掃社(栄町) ☎ 82-6181
(有)中越清掃社(木津町) ☎ 82-2955
(有)保科産業(小栗田) ☎ 82-6721